

## 清川村借上型村営住宅整備基準

### (目的)

**第1条** この整備基準は、清川村借上型村営住宅制度要綱第5条の規定に基づき借上型村営住宅の整備に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この基準における用語の意義は、清川村借上型村営住宅制度要綱(平成21年清川村告示第28号)及び清川村借上型村営住宅制度実施要領(平成21年清川村告示第29号)による。

### (基本的要件)

**第3条** 借上型村営住宅の整備は、建築基準法及び神奈川県建築基準条例等建築に関する法令等に従い行わなければならない。

- 2 借上型村営住宅は、15年間入居者に転貸することができる耐久性を有するものでなければならない。
- 3 借上型村営住宅は専用住宅とし、店舗、事務所等、居住以外の用途に供する部分と併用できる構造としてはならない。
- 4 事業者は、村内の建築事業者を活用し、借上型村営住宅を建設しなければならない。

### (位置の選定等)

**第4条** 借上型村営住宅の敷地(以下「敷地」という。)の位置の選定にあたっては、次の各号に適合していなければならない。

- (1) 敷地は、清川村内にあって、上水道、下水道の整備がされた地域であり、借上型村営住宅の建設に適した利便性や規模及び形状を有していること。
- (2) 敷地の規模は、132平方メートル以上であること。

### (駐車スペース等)

**第5条** 借上型村営住宅には、2台以上の駐車スペース並びに庭を設けなければならない。

### (一般基準)

**第6条** 住戸の規模は、65平方メートル以上であること。

- 2 住戸には、寝室、炊事室、食事室、玄関、便所、浴室、洗面所、脱衣室、洗濯機置場を設けなければならない。また、寝室及び浴室は他の室等と兼用してはならない。
- 3 室内の化学物質について、その空気汚染の低減に配慮しなければならない。
- 4 炊事室、浴室及び洗面所は、給湯できる設備を設置しなければならない。

5 テレビ受信設備は、地上デジタル放送の受信に配慮されたものでなければならない。

**(炊事室)**

**第7条** 炊事室の流し、調理台、コンロ台等のまわりの壁は、耐火性、耐熱性及び耐水性を有し、かつ、清潔に保つ材料で仕上げなければならない。

**(便所及び浴室)**

**第8条** 便所及び浴室は、ユニバーサルデザインに配慮され、かつ、清潔を保つ材料で仕上げなければならない。

**(洗面所及び洗濯機置場)**

**第9条** 洗面所及び洗濯機置場は、耐水性を有し、かつ、清潔を保つ材料で仕上げなければならない。

**(危険防止)**

**第10条** 窓、階段等落下の危険の恐れのある箇所には、堅固で、かつ、安全な手すりその他の危険防止設備を設けなければならない。

**(外柵)**

**第11条** 外柵は安全な構造であり、隣接地との境界等を明確にするものでなければならない。

**(その他)**

**第12条** この整備基準に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この整備基準は、平成21年7月1日から施行する。

**附 則**

この整備基準は、平成24年11月1日から施行する。